

# 新公益法人制度

～「自律的なガバナンスの充実、  
透明性の向上」編～

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,  
Cabinet Office, Government of Japan

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、  
透明性の向上

# 改正のポイント①

## 【財務規律の柔軟化・明確化】

	改正前
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理
財産保有制限	遊休財産規制。使途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限

	改正後
	中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
	公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
	使途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

## 【行政手続の簡素化・合理化】

	改正前
欠格事由	認定取消しを受けた場合、その法人は、5年間公益認定を受けることができない
事業変更	事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要

	改正後
	自発的な申請による認定取消の場合を、公益認定を受けることができない場合から除外
	収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

## 改正のポイント②

### 【自律的ガバナンスの充実、透明性の向上】

	改正前		改正後
各理事 ・各監事	特別利害関係(親族関係等)にある者が、 理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと	➡	左記3分の1規制に加え、 <b>外部理事・監事を最低1名設置</b>
理事-監事 関係	定めなし		<b>理事-監事間で特別利害関係がないこと</b>
会計監査人	負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が1,000億以上 の場合に設置		負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が <b>100億円以上</b> の場合に設置
	改正前		改正後
提出書類の 開示	定期提出書類のうち、 <b>財産目録等</b> については、 法人・行政庁で請求があれば閲覧に供する	➡	<b>財産目録等(範囲を拡大)</b> について、 <b>行政庁で公表</b> (法人は引き続き請求があれば閲覧に供する)
区分経理	一部の法人のみ <b>区分経理</b> が必須		<b>原則全ての法人で区分経理</b>
開示情報の 拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示		<b>2千万円を超える役員報酬</b> についてその額・理由、 <b>海外送金・リスク軽減策の有無</b> を、開示情報に追加

# 公益法人等の責務(法第3条の2)

## 現行

- ・公益法人の認定基準及びその事業活動等における義務(経理的基礎及び技術能力、財務規律への適合等)は規定されているが、公益法人として一般に求められる責務については、特段の定めはない。
- ・行政庁は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置等についての調査分析や必要な統計の作成等を行うとされているが(第57条)、公益法人行政を担う国としての役割については、特段の定めはない。

## 改正概要

適用開始:令和7年4月1日

- ・公益法人が、より国民からの信頼・協力を得られる存在として更なる発展を遂げるために、「公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない」ことが新たに規定。公益法人としての一般的な責務を定めるものであり、具体的な義務を課すものではない。
- ・同時に、公益行政を所管する国には、公益法人の自主的・自律的な取組を後押しすることを義務付け、民間公益の活性化に資する活動を行っていくことを求めている。

例えば①インパクト測定・マネジメントに関する国内外における取組事例調査、事例集の作成・展開、

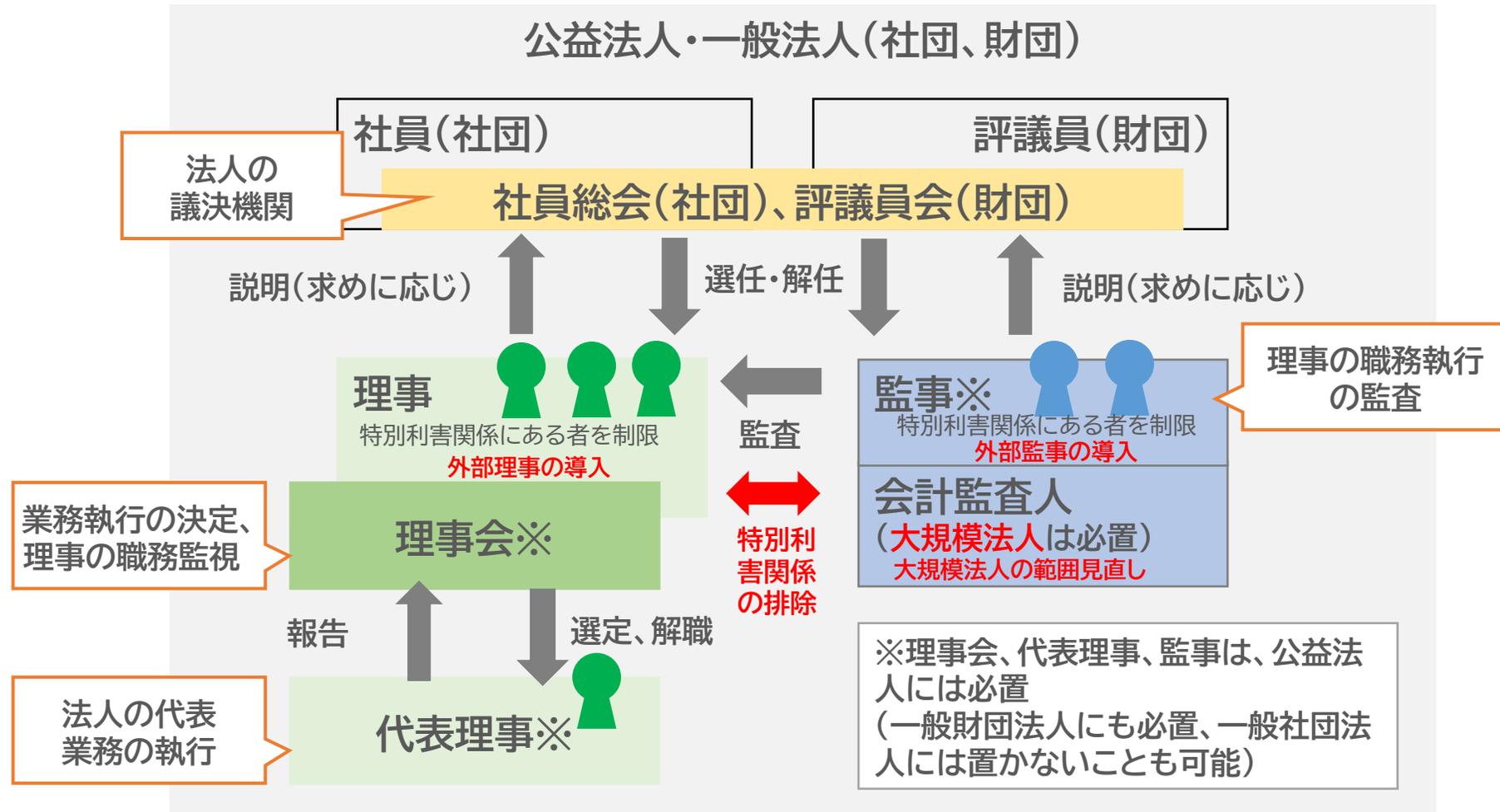
②自律的ガバナンス充実や透明性確保の取組の好事例の収集・展開、

③公益的活動を行う他の団体を広く支援している法人等中間支援団体等の支援等が想定されている。

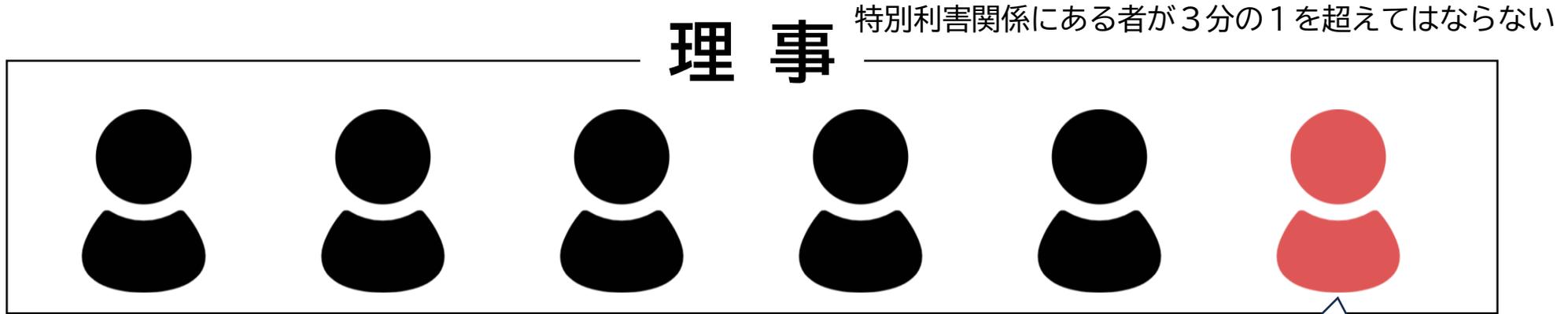
・公益法人が自主的に取り組んだ運営体制の充実を図るための取組や、公益目的事業の実施状況については、事業報告に記載することとされており、これらは行政庁によってホームページにおいて公表される。

## 法人運営の全体像

新たに設けられた規律・見直しが行われた規律を**赤文字**

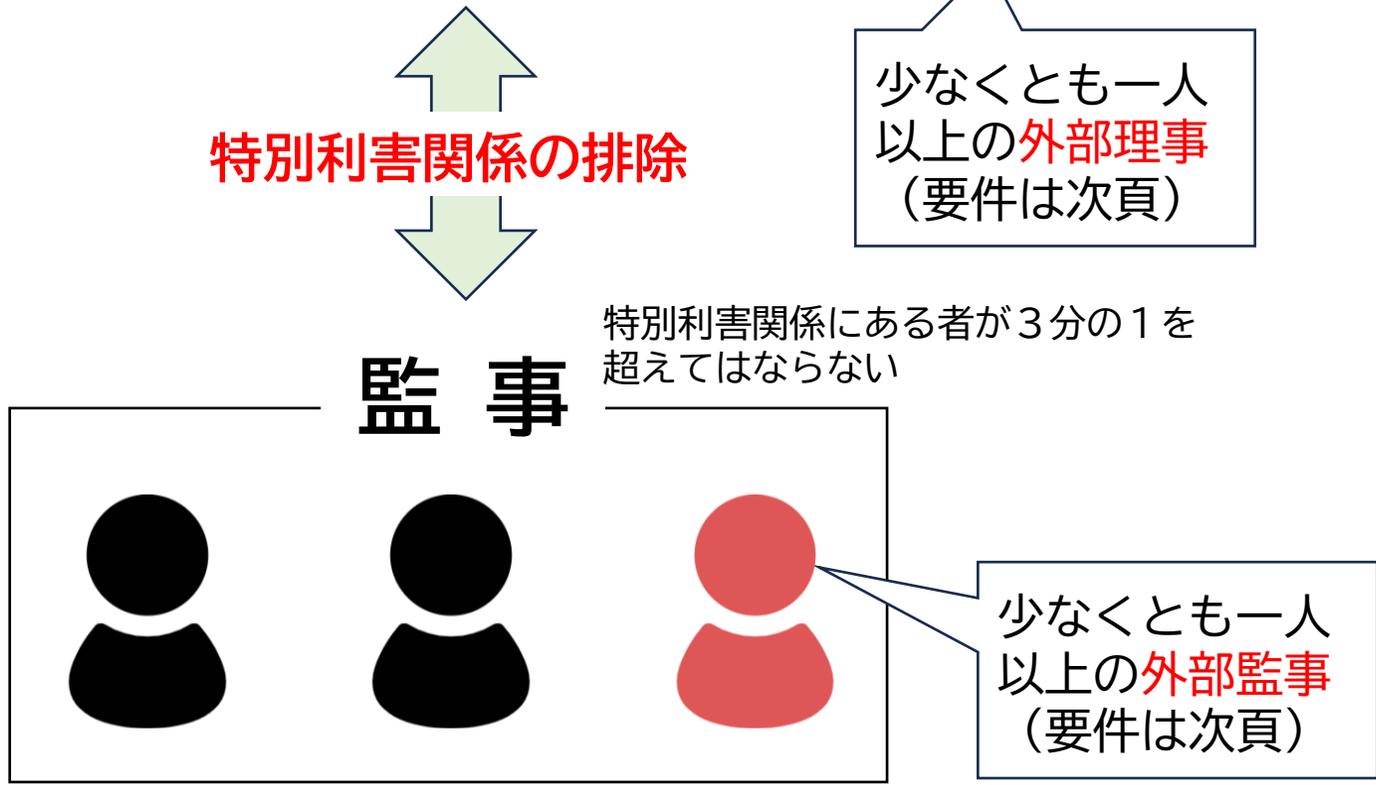


# 自律的ガバナンスの充実②(特別利害関係)



- 【特別利害関係】**
- ① 配偶者
  - ② 三親等以内の親族
  - ③ 内縁関係者
  - ④ 使用人
  - ⑤ ③及び④以外で財産供与により生計を維持しているもの
  - ⑥ ④及び⑤の配偶者
  - ⑦ ③～⑤の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

経過措置 (一部改正法附則第5条)  
理事と監事との特別利害関係排除については、法律の施行日に現に在任する全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から適用



# 自律的ガバナンスの充実③(外部理事・外部監事)

## 改正概要

法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材を選任することを公益認定の基準とする。【改正法第5条第15号・第16号】

	外部理事	外部監事
認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当
外部性の要件 (次の全てを満たす者)	当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の 理事・使用人でない者
	過去10年間当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の 理事・使用人でなかった者
	【公益社団法人の場合】 その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者	
	【公益財団法人の場合】 その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者	
適用除外	小規模法人除外 (収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満)	—
経過措置	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用

業務執行理事以外の  
理事も対象

### 設置時期への配慮

- 適用除外について、決算において基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。
- 突発的に基準を超えた法人が外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととしている。(ガイドライン)

# 自律的ガバナンスの充実④(会計監査人)

## 現行

公益目的事業のための財産の使用及び会計処理が適正になされているかどうかの監査を厳正に行うことは、公益法人の財務の透明性を高め、国民の信頼を確保する上で重要であることから、会計監査人を置いていることを公益認定の基準とする。

ただし、小規模法人の適用除外あり

収益1,000億円、費用・損失1,000億円、負債50億円のいずれかを満たす法人

## 改正概要

改正法では、公益法人の収支に関する規律の緩和など、法人の財務に関する規律を柔軟化する一方、公益法人への信頼確保の観点から、法人におけるガバナンスを充実させる必要があることから、適用除外の基準を、収益100億円、費用・損失100億円、負債50億円に引き下げ。

※ 最終事業年度の損益計算書においてこれらの基準額を超えている場合、新制度の施行日(令和7年4月1日)に会計監査人を設置する必要。

現在の基準	新しい基準
次のいずれかを満たす法人 最終事業年度に係る損益計算書の	次のいずれかを満たす法人 最終事業年度に係る損益計算書の
収益 1,000億円以上	収益 100億円以上
費用・損失 1,000億円以上	費用・損失 100億円以上
負債 50億円以上	負債 50億円以上

会計監査人を設置した場合、キャッシュ・フロー計算書の作成義務、会計基準の適用等も変わることに注意

## 設置時期への配慮

- 事業年度後の計算書類等の提出に当たりこれらの基準額を超えることが判明した場合には、あらかじめ社員総会等において当該計算書類等の承認に併せて会計監査人の設置及び選任をしておくなど対応が必要となる。
- 突発的に基準を超えた法人が直ちに会計監査人を設置することは容易ではなく、会計監査人を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、会計監査人の選任には一定の期間を要するものと考えられること等を踏まえ、会計監査人の設置に係る監督については、法人に対し会計監査人の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めることとし、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととする。(ガイドライン)

## 透明性の向上①(定期提出書類)

### 現行

- ・「定期提出書類」とは事業計画時及び事業報告時に提出される資料であり、対象は事業計画書や収支予算書等(事業計画時)、事業報告や各種別紙等(事業報告時)が該当。
- ・行政庁は、定期提出書類のうち「財産目録等」について請求があれば、請求に応じ閲覧又は謄写をさせる。

### 改正概要

- ・令和7年4月1日以降、行政庁に提出された財産目録等に当たる書類は全て行政庁で公表。  
また、財産目録等の範囲とその内容が拡大。  
※事業計画時・事業報告時だけでなく、事業変更等の際など行政庁に提出される財産目録等に当たる書類はいずれも公表(=常に法人の最新の情報が公表)。
- ・事業報告時に提出が必要な書類については、段階的に切り替わるため注意が必要。
- ・事業報告時に提出が必要になる書類のうち、財務規律に関するものについては、財務諸表及びその附属明細書において記載があれば、別途の作成は不要。
- ・新会計基準を適用するか、現行会計基準を適用するかで記載すべき書類の内容が一部異なることにも注意が必要(令和10年3月31日までに開始する事業年度までは、旧基準も適用可能)。
- ・これまで事業報告時に作成していた「事業の内容」(公益目的事業、収益事業、その他事業の種類及び内容)については、事業計画時に作成。

## 透明性の向上②(開示情報の充実)

### 現行

事業報告時の資料では、下記3項目について以下の内容を開示

- ・【役員報酬等】「役員報酬規程」及び「理事・監事等の報酬等の総額」は開示。総額等の開示であり、また、役員報酬が「不当に高額」か否かは金額だけで判断し難く、実効的な監督が難しい。
- ・【法人関係者との取引】「関連当事者(役員・評議員とその近親者を含む)」との取引内容を財務諸表には注記。
- ・【海外送金】特段の開示事項なし

### 改正概要

適用開始:令和6年度事業の事業報告時の書類から

法人についての開示情報の拡充の観点から、下記3項目について公表事項を整理・追加

- ・【役員報酬等】報酬規程のみでは各役員の報酬額が分からず、役員報酬が「不当に高額」と言えるかどうか判断が難しかったため、公表事項に「**理事・監事等ごとの報酬等の総額**」及び「**役員報酬が2,000万円(※1)を超える役員について、金額及びその額の必要性**」を追加。
- ・【法人関係者との取引】特別の利益を与えてはならない法人関係者と範囲が一致していなかったため、**特別の利益を与えてはならない法人関係者を、関連当事者に含める(新公益法人会計基準)**。
- ・【海外送金】FATF(テロ資金供与対策に関する国際枠組み)からの非営利法人がテロ資金供与に巻き込まれる可能性の指摘も踏まえ(※2)、**海外送金の有無**及び「**テロ資金供与等のリスク軽減策の有無**」について新しく開示(※3)。

(※1)人事院調査による、企業規模500人以上1000人以下の全役員平均年間報酬額が約2,211万円であること等から額を設定

(※2) (参考) 認定NPO法人については、全ての海外送金の金額・用途・実施日について公表することになっている

(※3) 「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和5年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)も参考

## 透明性の向上③（関連当事者との取引関係①）

事業報告時の書類「事業活動に対する重要な事項」において、「関連当事者との取引の有無」を記載することが必要に

→「関連当事者」の範囲が、法人が現行会計基準を選択しているか、新会計基準を選択しているかによって異なる（現行会計基準を選択し続けられる令和9年度事業まで差異が存在）

### 現行

平成20年会計基準（会計基準注解の（注17））

- (1)当該公益法人を支配する法人
- (2)当該公益法人によって支配される法人
- (3)当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

特別の利益を与えてはならない法人の関係者  
(認定令第1条)に合わせて範囲を拡大

### 改正概要

適用開始: 令和6年会計基準の適用開始から

令和6年会計基準の運用指針(84項)

(1~3)同上

(4)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者(配偶者、三親等内の親族及び婚姻関係と同様の事情に有る者とそれらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する特別な関係にある者をいう。以下同)

(5)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人

(6)当該公益法人の従業員及びその近親者

(7)当該公益法人が公益社団法人である場合には、法人ではない社員又は法人法第131条に規定する基金の 拠出者及びそれらの近親者

(8)当該公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者

(9)当該公益法人の法人である社員、(7)の基金の拠出者、設立者

(10)(9)の法人が、認定規則第1条に規定する子法人である場合の親法人又は(9)の法人の子法人

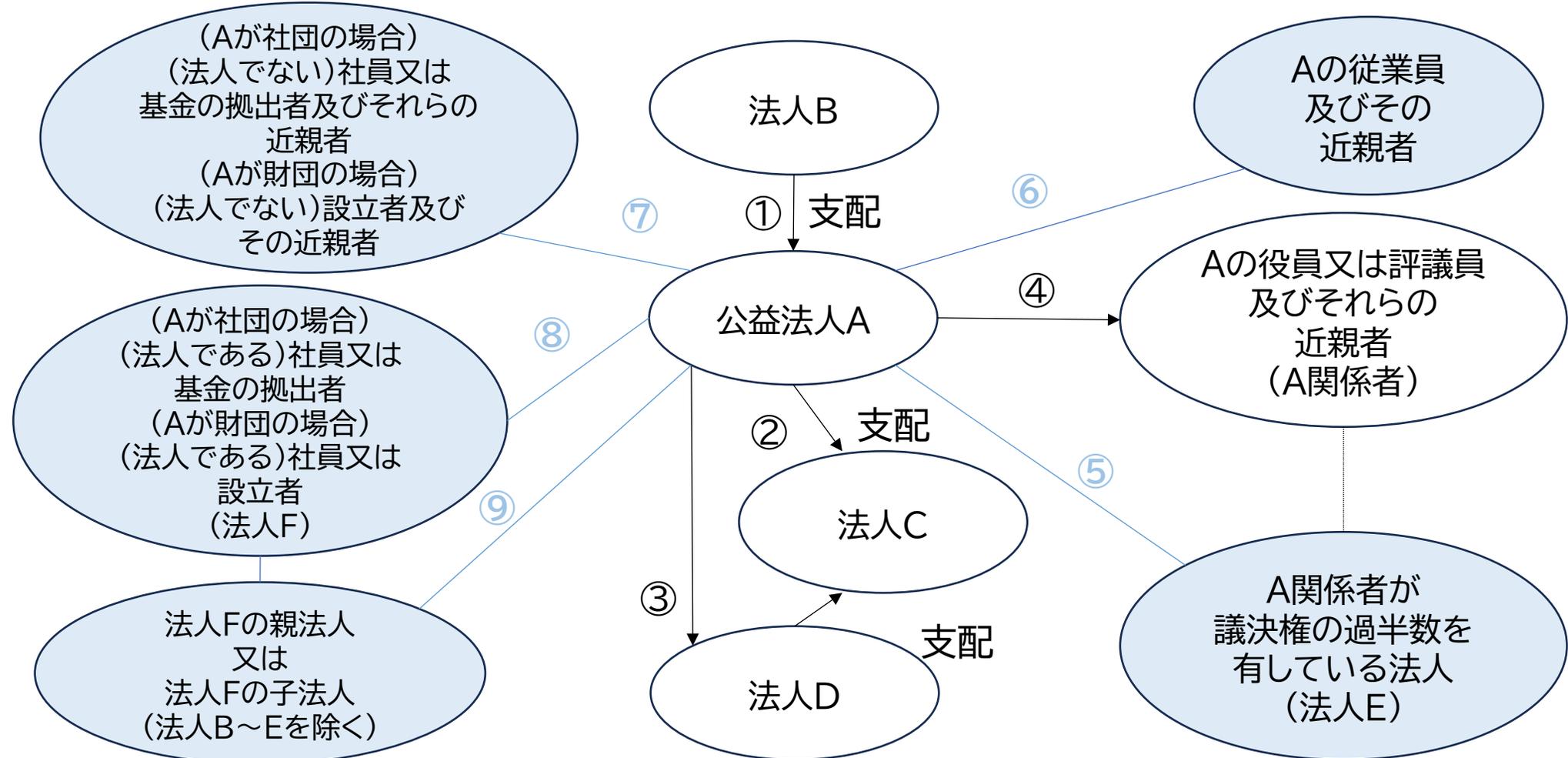
((1)から(3)まで及び(5)の当該公益法人と支配関係にある法人を除く。)

## 透明性の向上④（関連当事者との取引関係②）

### 会計基準別の「関連当事者」の範囲イメージ

（令和6年会計基準での追加事項は青枠）

→公益法人Aとこれらの関連当事者との取引が該当。これら取引がある場合、「重要なもの」(※)については、財務諸表に注記を付す（「令和6年会計基準の運用指針」参照）。



※「活動計算書の一般純資産区分で経常収益・費用の10%を超える取引」「貸借対照表の資産合計額の1%を超える取引」「役員等との取引で100万円を超えるもの」等は公表。なお、公益法人Aに対する寄附等、注記不要の項目も。

# 透明性の向上⑤（事業報告の記載事項）

公益法人は、一般社団・財団法人法第123条第2項（第199条において準用する場合を含む。）の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。（改正法第21条第4項）

## 現行

※ いずれも一般法人法第123条による ※ 様式の定めはなし

### ▶ 当該一般法人の状況に関する重要な事項

ex) 事業の経過及びその成果、運営上の重要な契約の締結・解消など..

### ▶ 理事の内部統制の整備について決定・決議がある場合の決定・決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

ex) 法人の内部統制に関する基本方針の内容など..

## 改正概要

加えて

令和8年4月以降に提出する  
事業報告(R7年度)から

公益法人の運営に係る透明性の向上、ガバナンスの充実の観点から、

### ① 各事業年度における公益目的事業の実施状況

### ② 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

について記載が必要（改正規則第53条）

## <記載例>

### ① 各事業年度における公益目的事業の実施状況

<事業の実績について>

- ▶ 事業の公益性を確保する取組の実績
- ▶ 事業報告に記載することが予定された事項

<透明性の確保について>

- ▶ 公益目的事業の質を改善するための自主的な取組
- ▶ 公益目的事業の成果や公益目的事業の実績に対する測定・評価（インパクト測定・マネジメント等）などについて など

### ② 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

- ▶ 外部理事・監事にどのような者を選任したか
- ▶ 外部理事・監事の役割を全うするためにどのように情報提供を行ったか

- ▶ 評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設けたか
- ▶ 理事等からの実質的な影響力行使を排除した評議員選定委員会を設けたか

など

# 透明性の向上⑥(区分経理の原則化①)

## 現行

- ・公益法人は、法人の管理運営のための財産も保有し、収益事業等を行う場合もあるが、必ずしも公益目的事業会計が区分されておらず、公益目的事業財産が明確になっていない。
- ・区分経理(貸借対照表及び損益計算書の内訳表示。以下同じ。)については、一部の法人でのみ必須(貸借対照表については、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業に繰り入れる法人のみ内訳表示が必須、損益計算書については、単一の公益目的事業を行う法人以外の法人のみ内訳表示が必須)。
- ・そのため、公益目的取得財産残額(以下、「財産残額」という。)の算定するために、毎事業年度の公益目的事業財産の増減をフローで把握し、財産残額を算定するためだけの計算も必要(別表Hの作成)。

## 改正概要

適用開始: 令和7年4月1日(令和10年3月31日までに開始する事業年度については、現行方法での経理が可能)

- ・**公益目的事業財産を可視化**し、財務状況の透明性を向上するため、**区分経理を原則義務付け**。ただし、収益事業等を行わない法人で、法人運営のためと特定されている財産(※1)を除く全ての財産(公益目的事業財産等)を公益目的事業に使用・処分することで区分経理をしないことができる。
- ・公益目的事業財産は、貸借対照表内訳の公益目的事業会計に整理する。
- ・貸借対照表の内訳(公益目的事業会計)で公益目的事業財産を把握可能となるため、**財産残額は、公益目的事業会計の純資産額を基礎に算定**する方法とし(※2)、**毎事業年度の計算は廃止**(別表Hを廃止(ただし、区分経理に適用するまでの間は引き続き作成が必要))。

(※1)法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金(法人活動保有財産及び指定寄附資金にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。)(※2)区分経理をしない法人は公益目的事業財産等を基礎に算定。

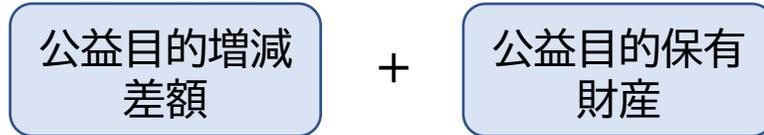
内訳表の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人	(収益の50%超を公益目的事業に繰入)	必須	必須 各事業も区分
	(上記以外)	任意	
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)		任意
	(上記以外)		

会計区分別内訳の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人		必須	必須 各事業も区分
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	代替措置あり	代替措置あり ※各事業の区分必須
	(上記以外)		代替措置あり

# 透明性の向上⑦(区分経理の原則化②)

## 現行

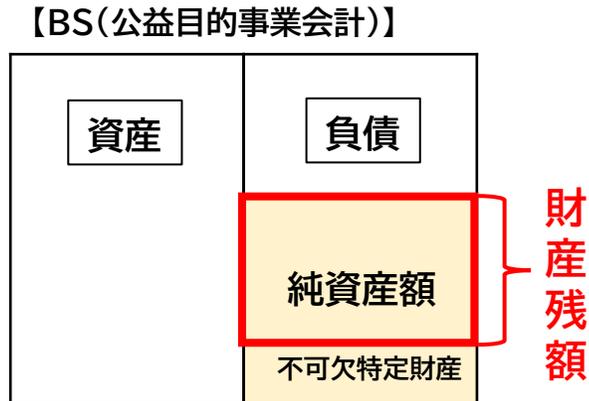
● 毎事業年度「別表H」を作成し、事業年度末日における財産残額を算定



- ・実際に認定取消し等を受けた場合、公益目的事業財産の費消・譲渡の状況を過去に遡って把握することは困難なため、公益法人は毎事業年度「別表H」を作成し、事業年度末日における残額を算定する必要。
- ・到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度残額を算定する必要。また、計算が煩雑で公益法人の事務負担が大きい。

## 改正概要

● 認定取消し等の場合に、直近事業年度の公益目的事業会計の純資産額を基礎に財産残額を算定



- ・財産残額算定の必要が生じた場合に、  

$$\text{財産残額} = \text{資産額} - \text{負債額} - \text{認定前に取得した不可欠特定財産} \pm \text{調整要素}$$
 で算定を行う(毎事業年度の算定は不要)。
  - ・必要な調整として、非償却資産(土地等)の帳簿価額と時価の差額を財産残額に加除する。また、公益目的事業会計が収益事業等会計又は法人会計に対して有する債務については、一定の場合のみ負債額に含める。
- ※ 区分経理をしない法人は公益目的事業財産等を基礎に残額を算定



1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、  
透明性の向上